

第5回開発協力適正会議  
委員からのコメント要旨と対応ぶり

■議題「1 対象案件」の横断的事項について

事項	委員からのコメント要旨	対応
議題案件の選定プロセス	<p>《5-1》議題案件選定にかかるスコアリングに関し、6件のみに点を付けている委員もいれば、全案件に点を散らばせている委員もいる。このやり方では、1人の委員が多くの点数を1案件に入れてしまうと、他の委員から取り上げるべきでないという意見があっても、1人だけで決まってしまう。1件当たりの最大配分点等を定めるガイドラインが必要。</p>	<p>ご指摘については、各委員との協議を踏まえ、今後の議題案件の選定手続きは以下の通りといたしたい。</p> <p>(1) <b>【議題案件数】</b> 1回の会合で議題にのせる個別案件数は、原則として「対象案件」と「報告案件」をあわせて4件とする。</p> <p>(2) <b>【議題案件の選定手続き】</b> 1回の会合で5件以上の候補案件が提示された場合、事前に各委員において以下の手順で議題案件を確定する。</p> <p>① 各委員は、各自の持ち点100点を関心の高さに応じて各案件に振り分ける。  ※ 持ち点は、「対象案件」に優先的に振り分けることとするが、開催要領2(3)に基づき議題にのせることを特に希望する「報告案件」にも割り振ることは排除されない。  ※ 1案件に割り振り可能な点数は、20点を上限とする。  ※ 点数を割り振る案件数は、対象案件・報告案件を問わず計8件を上限とする。</p> <p>② 事務局は、各委員のスコアリングを踏まえて対象案件を確定の上、各委員のスコアリングとともに、結果を各関係者に通知する。  ※ 機械的な集計により議題案件を確定できない場合、事務局は座長に調整を委ね、その結果を共有する。  ※ 国別・分野毎複数案件をまとめて議題にのせることが効果的と判断される場合、事務局にて個別に対応を検討し、委員に</p>

		<p>提案することとする。</p> <p>③ 上記②の集計に際し、地域バランスをとる観点から、下表の同一グループから過半数の案件は取り上げない（当該案件を除外し、次点以下の案件を繰り上げる）。</p> <table border="1" data-bbox="1245 389 2040 612"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>該当国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>東アジア諸国, 東南アジア諸国, 大洋州諸国</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>南アジア諸国, 中南米諸国, 中央アジア・コーカサス諸国, アフガニスタン</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>中東諸国（アフガニスタンを除く）, アフリカ諸国, 欧州諸国</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上表は想定上のグルーピングのため、ODA 非対象国も含まれる。 ※各地域の該当国は、外務省の地域分けに準じる。</p>	グループ	該当国	1	東アジア諸国, 東南アジア諸国, 大洋州諸国	2	南アジア諸国, 中南米諸国, 中央アジア・コーカサス諸国, アフガニスタン	3	中東諸国（アフガニスタンを除く）, アフリカ諸国, 欧州諸国
グループ	該当国									
1	東アジア諸国, 東南アジア諸国, 大洋州諸国									
2	南アジア諸国, 中南米諸国, 中央アジア・コーカサス諸国, アフガニスタン									
3	中東諸国（アフガニスタンを除く）, アフリカ諸国, 欧州諸国									

■議題「2 対象案件」の個別案件について

件名	委員からのコメント要旨	対応
<p>フィリピン協力準備調査（円借款）「天然ガスパイプライン建設事業」</p>	<p>《5-2》本事業の要請背景として、①マランバヤ・ガス田からの採掘ガスの利用と②輸入LNGの輸送開始の見通しについて説明されたが、①について、マランバヤ・ガス田の可採期間の見通し如何。今後20年以内に同ガス田が枯渇する可能性があるのなら、本件事業を実施すべき理由はあるのか。②について、輸入LNGの輸送路としては、マニラ近辺に輸入ターミナルを作る、もしくはトラック輸送する等の方が、経済合理性があるではないか。</p>	<p>① マランバヤ・ガス田の包蔵量の 1/3 を 2001 年の操業開始以後の過去 10 年間で生産済であり、単純計算で、あと約 20 年生産可能と予想される。 同ガス田はバタンガスの既存ガス発電所 3 社と最長 2027 年までガスを供給する旨の契約を締結していることから、引き続きマランバヤ・ガス田から生産されたガスは主に既存発電所に供給されることを想定している。一方、フィリピン政府は 2020 年を目途に LNG の輸入を開始する方針。本事業（ガスパイプライン）はそれまでに建設を完了する予定であり、同パイプラインでは、主に、輸入した天然ガスを輸送することを想定している。</p> <p>② (1) 過密に市街地化された地域における LNG ターミナル及びパイプライン等整備の困難性（社会的影響）、(2) バタンガスの戦略的重要性（既往発電所へのガス安定供給）の観点からバタンガス湾での LNG ターミナル受入施設の設置が優先される見込</p>

		<p>み。</p> <p>(1) マニラ湾側に LNG 輸入ターミナルを整備する場合、過密に市街地化されたマニラ市内にターミナル関連設備やパイプラインを建設する必要があり、社会的影響が大きいことから、実施は困難。</p> <p>(2) バタンガスの既存ガス火力発電所は、現在はマランパヤ・ガス田から供給されるガスに依存しているが、同発電所が 2027 年以降も稼働を継続することは電力の安定供給のために必要であり、同発電所に対する輸入 LNG 供給が必要となる。同発電所に近いバタンガス湾に輸入 LNG ターミナルを整備することが合理的。</p> <p>なお、本事業の需要先と想定されるのは、以下 3 つ。</p> <p>(1) <b>発電用需要</b>：大口発電所（Calamba の 1,400MW 級の新規ガスコンバインド発電所及び Sucat (850MW) のガス転運用）へのガス供給を想定。</p> <p>(2) <b>工業団地向け需要</b>：カビテ州・ラグナ州等を含む南部工業地帯に所在する工業団地へのガス供給を想定。</p> <p>(3) <b>輸送用需要</b>：CNG バス用の充填ステーション等へのガス供給を想定。</p> <p>(1) の大口発電所向け需要を見込んでいるため、少なくとも Calamba 発電所以南については、トラック等による陸路輸送は適さないと考えられる。一方、Calamba 発電所以北については、Sucat 発電所を除けば、工業団地や CNG バス充填ステーション向けのガス供給となるため、トラック等による陸路輸送の可能性が検討し得る。</p> <p>従って、Calamba 発電所以北のパイプライン敷設については、F/S の中で、フェーズ分け等の可能性、陸路輸送との経済合理性の比較検討も行いたい。</p>
--	--	--

	<p>《5-3》本事業は、迅速性の観点からは、民間ベースで実施の方が好ましいように思われるが、この点につき検討如何。</p>	<p>下記3つの観点から政府主導にて実施する必要があると思料。</p> <p>① <b>公共性</b>：          フィリピンにおける天然ガス需要は、現時点では多くの部分が潜在的な段階に留まっている。本事業（ガスパイプライン）は、今後フィリピン国内で天然ガスの活用（火力発電所のガス転換等）を官民で推進するために必要な基礎的インフラ整備であり、公共性の高い事業といえる。</p> <p>② <b>民間主導事業へのフィリピン政府からの支援</b>          フィリピンPPP関連法では、民間主導として実施される案件に対する政府からの財務支援等の制度は定められておらず、この点からも民間主導による事業の実施は難しい。</p> <p>③ <b>フィリピン政府内での電力セクター民営化の反省</b>：          フィリピンの電力セクターでは、発電、送電、配電の全てが民営化された経緯がある。託送料等の電力市場を機能させる際に鍵となる送電部分の民営化（中国資本参加）については、結果的に電力料金の低下につながっておらず、フィリピン政府内で反省がある。フィリピン政府は、この点も踏まえ、天然ガスセクターにおける送電部分にあたるパイプラインについては、託送料の高止まりを抑制するためにも、官が推進するという立場。</p>
	<p>《5-4》不法占拠者の移住問題を含め、本事業の実施による住民移転の可能性如何。</p>	<p>本事業は、国道、国鉄(PNR)等の政府所有用地上に建設される予定であり、用地取得に大きな問題は予見されないものの、以下の点について注意が必要。</p> <p>① PNR 沿いの用地（29km）区間については、PNR の長年に亘る過去の住民移転の成果が確認されているものの、一部区間については線路近くにまで迫る範囲で簡易構造物が確認されており、住民移転には十分な注意が必要とされる。詳細は、協力準備調査にて確認する。</p> <p>バタンガス港付近の区間については、国道沿いの敷設が想定されており、特段大きな影響は予見されていないが、ここについても十分な調査を行う。</p>

<p>イラク協力準備調査（円借款）「電力セクター復興事業フェーズ2」</p>	<p>《5-5》イラクにおける開発事業で整備された施設・機材の維持管理は大変で、リスクもあるので十分に留意してほしい。また、外務省の渡航情報で退避勧告が出されている中、民間独自の判断によるイラクへの事業進出には、企業のコンプライアンス上困難がある。外務省には整合性のある対応をお願いしたい。</p>	<p>施設・機材の維持管理の重要性は当方でも認識しており、円借款事業の中での技術移転に加え、本邦・第三国研修を通じた技術者の能力強化をおこなっている。</p> <p>円借款事業の入札においては、我が国企業と第三国企業との連携による入札が認められており、これまでも我が国企業はイラクと友好関係にあり、或いは結びつきの強いトルコ等の第三国企業と連携して受注してきている。このようなケースにおいて、イラク国内での長期滞在を含む業務については第三国企業が行っており、我が国ODA関係者については、イラクの治安状況を勘案し、基本的にはイラク国外に常駐し遠隔操作により事業を実施することにより、施設・機材の維持管理を行ってきている。また、我が国企業関係者がイラクに出張する必要がある際には、我が国外務省の渡航情報（危険情報）を踏まえ、必要かつ十分な安全対策をとった上で出張している（安全対策に係る費用は円借款による手当が可能）。</p>
--	---	--

(了)